

第12 危険物製造所等の完成検査前検査申請

(法第11条の2、危険物令第8条の2、第8条の2の2)

1 基礎地盤検査・溶接部検査

(1) 完成検査前検査（基礎地盤検査・溶接部検査）申請に必要な書類及び編さん

完成検査前検査（基礎地盤検査・溶接部検査）申請に必要な添付書類は、次の書類とする。

なお、編さん順序は、必要な添付書類の掲載順に編さんすること。

ア 危険物製造所等完成検査前検査申請書（危険物規則様式第13）

イ 設置許可又は変更許可申請書の写し

ウ 案内図、構内配置図

エ 工程表

オ 施工要領書

(ア) 基礎地盤の場合

a 基礎地盤施工要領書

b 計算書

c 基礎地盤構造図

(イ) 溶接部の場合

a 溶接施工要領書

b タンク本体図

c 溶接施工構造図

カ その他必要な図面等

(2) 申請の方法

ア 完成検査前検査申請は、タンク1基ごととすること。

イ 完成検査前検査（溶接部検査）申請後、再び溶接部検査を必要とする変更許可申請が行われたときは、次によること。

(ア) 溶接部検査の終了後に変更申請した場合には、再度溶接部検査の申請が必要であること。

(イ) 溶接部検査を受けていない場合は、個々の変更申請について溶接部検査の申請を必要とせず、1件の申請で足りるものであること。

(ウ) 溶接部検査を受けているか否かの判断は、実質的に検査が開始されているか否かによるものであること。

ウ 完成検査前検査（基礎地盤検査）については、前記イに準じること。

(3) 溶接部検査が必要となる変更工事

図4-12-1を参考とすること。

2 水張検査・水圧検査（法第11条の2、危険物令第8条の2・8条の2の2）

(1) 完成検査前検査（水張検査・水圧検査）申請に必要な書類及び編さん

完成検査前検査（水張検査・水圧検査）申請に必要な添付書類は、次の書類とする。

ただし、イ及びウの書類について、設置又は変更許可申請において、タンクの構造等が確認できる場合は、省略することができるものとする。

ア 危険物製造所等完成検査前検査申請書（危険物規則様式第13）

イ タンクの容量計算書

ウ タンクの構造、材質、及び寸法が記載された書類

(2) 申請の方法

ア 完成検査前検査申請は、タンク1基ごととすること。

イ 圧力タンクは5キロパスカルを超える圧力がかかるものとする。（昭和52年3月30日消防令第56号）

(3) 完成検査前検査（水張検査・水圧検査）が必要となるタンク

完成検査前検査（水張検査・水圧検査）が必要となるタンクは、次のとおりとする。

ただし、20号タンクで容量が指定数量未満のもの及び危険物令第8条の2第4項各号の規定に該当するものは、必要ないものとする。

ア タンクの新設

イ 製造所等の用途廃止に伴い転用するタンク（廃止する前のタンク検査済証が当該タンクに貼付されており、かつ、変形又は損傷がないと認められるものを除く。）

ウ 直前の水張検査及び水圧検査の容量より容量を増大するタンク

エ 完成検査前検査を設置場所で行わないタンクで、完成検査時又はタンク備え付け（中間検査）時に検査を行った際、タンクの形状、大きさ、変形の有無及び溶接線の形状等に異状があると認められたタンク

オ 上記のアからエのほか図4-12-1に示される水張検査を必要とする変更工事を行ったタンク

(4) 検査要領

水張検査は、基礎の沈下状態が安定した段階で、次の項目について検査を行うこと。

なお、20号タンクでタンク内部をグラスライニングしたもの又はジャケット付のもの等で、本来の水張検査又は水圧検査の方法をもってしては支障があり、又は困難な場合は、真空試験及び非破壊試験によることができるものとする。

- ア タンク本体の形状・大きさ（寸法）・板厚・材質の確認
- イ 水量の確認（許可容量以上）
- ウ 溶接線の形状等目視検査
- エ 変形の有無
- オ 漏れの有無（塗装しない状態で行うこと。）

(5) 自主検査結果を活用し現地に赴かず完成検査前検査を実施する場合

認定事業所が行う自主検査結果を活用し現地に赴かず完成検査前検査を実施することについては、「危険物施設の変更工事に係る完成検査等について」（平成11年3月17日消防危第22号（平成20年1月28日消防危第16号改正））、「危険物施設の変更工事に係る完成検査等における自主検査結果の活用に関する運用について」（平成13年3月30日消防危第44号）及び「認定事業所が行う変更工事に係る完成検査済証等の交付の迅速化に向けた手法について」（平成24年3月30日消防危第89号）によること。

(6) 海外で製作された液体危険物タンクの場合

海外で製作された液体危険物タンクの水張又は水圧検査については、「海外で製作された液体危険物タンクの水張検査又は水圧検査について」（平成13年3月23日消防危第35号）によること。